

## 会員事業所の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する 商工業者の皆様への支援施策のご案内

会員事業所の皆様に対しまして、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける商工業者への支援施策の中より、主なものを下記の通りご案内いたします。

既に被害が出ている皆様はもちろんのこと、今後の影響が懸念される皆様におかれましても、お早めに当商工会議所相談窓口にご相談ください。

### 主な融資制度

#### (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※特別利子補給制度対象

- 対象 最近1か月の売上高が前年または前々年と比較して5%以上減少した方等
- 資金用途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 中小事業3億円、国民事業6,000万円
- 金利 当初3年間 中小事業 0.21% (1.11%より▲0.9%)  
国民事業 0.46% (1.36%より▲0.9%)  
※4年目以降は中小企業 金利1.11%、国民事業 金利1.36%
- 担保 無担保
- 保証人 連帯保証人が必要な場合があります。

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 福島支店 中小企業事業 024-522-9241  
国民生活事業 024-523-2341

#### (2) 新型コロナウイルス対策マルケイ資金 ※特別利子補給制度対象となりました

- 対象 商工会議所の経営指導を受けた小規模事業者
- 資金用途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 1,000万円
- 金利 当初3年間 0.31% (1.21%より▲0.9%) 4年目以降は 1.21%
- 担保 無担保
- 保証人 無保証人

【お問い合わせ先】 福島商工会議所 中小企業相談所 024-536-3900

### 特別利子補給制度

特別利子補給制度対象の借入を行った事業者のうち、下記の要件を満たす事業者に対して、利子補給を実施する制度です。対象となる事業者は借入後当初3年間利子補給を受けられます。  
※令和2年補正予算の成立が前提

- 【適用要件】
- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）：要件無し
  - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
  - ③中小企業者（①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

## 主な補助金

### (1) 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

- 対象 小規模事業者等
- 対象事業 地域の商工会議所または商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、販路開拓・生産性向上等に取り組む事業
- 補助額 上限 50 万円
- 補助率 事業費の 2/3
- 公募期限 2 次締切：6 月 5 日(金) 当日消印有効
- その他 持続化補助金の公募にあたっては、認定支援機関発行の事業支援計画書(様式 4) の添付が必要となりますので、公募をご検討の方はお早めに当所にご相談ください。

【お問い合わせ先】 福島商工会議所 中小企業相談所 024-536-3900

## 主な助成金

### (1) 雇用調整助成金の特例措置 ※特例措置が拡大されます

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が特例措置の対象となっています。

#### 【特例措置の主な内容】

- 助成率を大企業 2/3、中小企業 4/5 に引上げ。さらに、解雇を行わない場合は大企業 3/4、中小企業 9/10 に引き上げ。
- 令和 2 年 4 月 1 日～6 月 30 日の期間は、1 年間の支給限度日数 100 日とは別に雇用調整助成金を利用可能
- 生産指数(売上高等)の確認を 10%減少から 5%減少に緩和
- 雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象

【お問い合わせ先】 ハローワーク福島 TEL024-534-4121

## 新型コロナウイルス感染症関連の支援情報は 当所ホームページをご覧ください

当所では上記制度のほか、国や県等による支援策の情報もホームページでご案内しております。詳しくはインターネットで「福島商工会議所」を検索いただきご覧下さい。

■ホームページ URL <http://www.fukushima-cci.or.jp/>

ご相談・お問い合わせ先  
福島商工会議所 中小企業相談所 TEL024-536-3900